

## 令和4年度ADL維持等加算（Ⅲ）に係る届出について

ADL維持等加算（Ⅲ）を算定しようとする場合は、「ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について」（平成30年4月6日老振発0406第1号，老老発0406第3号）（以下「様式例」という。）により，当該加算を算定しようとする年度の初日の属する年の3月15日までに，「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び「ADL維持等加算に係る届出書」等を，都道府県知事等に提出することになっております。

つきましては，令和4年度において当該加算を算定する場合には，以下の事項に御留意の上，令和4年3月15日（火）（消印有効）までに必要書類を提出されるようお願いいたします。

### 1 前提条件

ADL維持等加算（Ⅲ）を算定するには，様式例の「1 ADL維持等加算の概要」の（1）から（5）まですべての要件を満たす必要があります。そのうち，（1）及び（2）については，本市のホームページにてお知らせしております。

事業所において「1 ADL維持等加算の概要」の（3）から（5）まですべての要件を満たすと判断する場合は，下記の提出書類を提出してください。また，一つでも満たさない要件があると判断した場合は，届出の必要はありません。この場合，ADL維持等加算（Ⅲ）を算定することはできません。

### 2 提出書類（（1）④を除く様式はホームページに掲載しています。）

#### （1）要件適合と判定された場合

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1もしくは別紙1-3）
- ③ ADL維持等加算に係る届出書（体制等状況一覧表及び各種加算に添付する「別紙様式」の別紙19）
- ④ ADL維持等加算に係る届出書の「5 届出内容」の（3）④，（4）⑥及び（5）⑧の値の根拠となる資料（任意様式）

### 3 提出先（郵送又は持参にて提出してください）

〒980-8671

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所本庁舎8階  
健康福祉局介護事業支援課指定係

### 4 申請書類の提出期限：令和4年3月15日（火）（消印有効）